

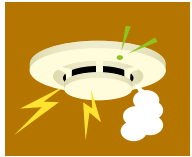


消えるまで ゆっくり火の元 にりめつ子

住宅用火災警報器の設置を

住宅用火災警報器が大切な「命・財産」を守ります！

田原市では、平成20年6月から、全ての住宅に「煙感知式」の住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。設置が必要な場所は、「寝室」「台所」「階段（2階などに寝室がある場合）」です。



住宅用火災警報器が取り付けられていたことから、市内においても、ガスコンロの天ぷら油や、寝たばこの不始末などが火災につながらなかつた事例がありました。

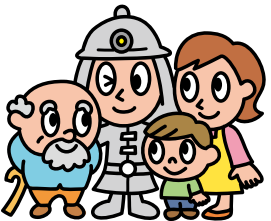


また、住宅火災で亡くなった方のうち、約7割は「逃げ遅れ」が原因で命を落としています。火災の発生に早く気付けば、助かった方も多かつたかもしれません。
※設置などに関するご相談など、詳しくはお問い合わせください。
▼消防課 ☎23局4074

消防団員を募集します！

《消防団とは》

自分たちのまちは自分たちで守る」という精神で、地域における消防・防災のリーダーとして、まちな安心と安全を守るため、住民有志により組織されています。消防団活動を通して地域に貢献し



たい方など、多くの方の入団をお待ちしています。

《入団資格》

◆田原市内に居住、または勤務する年齢満18歳以上の方

各地区で消防団員が勧誘に伺います。ご理解とご協力をお願いします。

※詳しくはお問い合わせください。

▼消防課 ☎23局4073

消太からのお知らせ

ご存知ですか？

『愛知県救急安心センター』

救急車の出動件数が年々増え続ける理由の一つに、病院に行くべきかどうか判断できず、困った末に119番通報してしまう人が増えていることがあります。

愛知県では、総務省消防庁のモデル事業として、今年10月1日から平成22年3月31日までの6カ月間、『愛知県救急安心センター』を開設しています。

「救急車を呼んだ方がいい病気やけがかどうか」「この時間に診察してもらえない病院はどこか」など、急

を要する悩みに、医師や看護師が24時間体制で相談に応じています。専門家が迅速に答えることで、緊急性のない救急出動を抑え、緊急性の高い患者のもとへ救急車を向かわせることが可能となります。



#7119

愛知県救急安心センター

緊急性が高い場合

緊急性が低い場合

相談医と連携

119番通報を助言



医療機関受診を助言
※救急医療情報センターと連携し、必要に応じて医療機関を案内



《愛知県救急安心センター》

◆携帯・固定電話（プッシュ回線）

☎#7119

◆IP・固定電話（ダイヤル回線）

☎052(262)3799